

## 重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、重度心身障害者医療費受給対象者の会計時における一時的な金銭負担等を軽減するため、事業者が実施するモデル事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助額)

第2条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第2欄に定める対象経費の実支出額と第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助事業者は、知事が別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

- 2 前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の

交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

3 知事は、第1項の決定を行う場合は、外部有識者等で構成する委員会の意見を聴取するものとする。

4 委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(交付決定をしないことができる場合)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、補助事業者等となる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第5号までにおいて同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。)

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この号において「人格のない社団等」という。)を含む。)であって、その役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。)のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの

(5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各経費区分相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ら

なければならない。

- (5) 知事は、第3条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第3条第2項ただし書の規定により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、知事が別に定める日以内とすることができる。

- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第10条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払とすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具その他財産(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けず、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

- 第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間を経過するまでは、整備保管しておかななければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第11条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請(第8号様式)を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含

む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第9号)に関係書類を添えて、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

1 補助事業者	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
<p>山梨県が実施する公募によって選定された事業者</p>	<p>医療費後払いサービス等を用いた、重度心身障害者医療費のモデル事業実施に要する下記の経費</p> <p>〈経費区分〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度設計に要する経費</li> <li>・システムの設計・構築・維持に要する経費</li> <li>・医療機関へのシステム導入等支援に要する経費</li> <li>・参加者および関係者への参加等支援に要する経費</li> <li>・上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費</li> </ul> <p>〈費目〉</p> <p>人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費等）、役務費（通信運搬費及び手数料当）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、原材料費、その他知事が特に必要と認める経費</p>	<p>予算の範囲内で知事が定める額</p>	<p>10分の10</p>

(様式第1号)

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金交付申請書

このことについて、重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業を別紙計画書のとおり実施したいので、重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
  
- 2 添付書類
  - (1) 経費所要額調書(様式第1号の1)
  - (2) 事業計画書(様式第1号の2)
  - (3) 歳入歳出予算書
  - (4) その他参考となる書類

(様式第2号)

第 号  
令和 年 月 日

(申請書) 殿

山梨県知事

重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金については、重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金交付額 金 円

2 補助金交付条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各経費区分相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭

和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならず、知事は、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- (6) 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、知事は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(様式第3号)

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定のあった重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金について次のとおり変更したいので、同通知の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 変更内容

(様式第4号)

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金事業  
(中止・廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定のあった重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金について次のとおり(中止・廃止)したいので、同通知の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 (中止・廃止)理由

2 (中止・廃止)内容

(様式第5号)

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定のあった重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金の対象事業を完了したので、重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書 (様式第5号の1)
- 3 事業実績報告書 (様式第5号の2)
- 4 添付書類
  - (1) 歳入歳出決算(見込)書
  - (2) その他参考となるべき資料

(補助金の振込口座)

金融機関名		本・支店名		口座種別	
口座番号		口座名義(フリガナ)			

(様式第6号)

第 号  
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金額の確定通知書

重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金の交付額について、重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額 円

(様式第7号)

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定のあった重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金について、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算払請 求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別 (当座・普通)  
口座名 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_

(様式第8号)

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

財産処分承認申請書

重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金交付要綱第11条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(様式第9号)

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定のあった重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金交付要綱第13条に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書（別紙）
- ・消費税及び地方消費税確定申告書
- ・その他参考となる書類

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書

- 1 施設名
- 2 開設者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 県補助金確定額
- 6 概要
  - (1) 課税売上割合
  - (2) 仕入控除税額

(様式第1号の1)

経費所要額調書

(補助事業者名 )

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助率	県補助所要額 (G)	備考
						10/10		

- (注) 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。  
2 「選定額 (F)」欄には、(C)、(D)、(E)欄を比較して、最も少ない方の額を記入すること。  
3 「県補助所要額 (G)」欄には、(F)欄の額に第2条の表中第3欄に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。

(様式第1号の2)

## 事業計画書

1 事業の名称

2 事業の目的及び効果

--

3 事業の概要

--

#### 4 事業内容

(1) 実施場所

(2) 実施期間

(3) 事業費内訳

(単位：円)

項目	数量	単価	金額	備考
合計				

(様式第5号の1)

経費所要額精算書

(補助事業者名 )

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の 支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助率	県補助 所要額 (G)	県補助 交付決定額	県補助 受入済額 (H)	過不足額 (G)－(H)
						10/10				

- (注) 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。  
2 「選定額 (F)」欄には、(C)、(D)、(E)欄を比較して、最も少ない額を記入すること。  
4 「県補助所要額 (G)」欄には、(F)に記載された額に第2条の表中第3欄に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。

(様式第5号の2)

## 事業実績報告書

1 事業の名称

2 事業の内容

(1) 実施場所

(2) 実施期間

(3) 事業費内訳

(単位：円)

項目	数量	単価	金額	備考
合計				

<参考様式>

重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金  
歳入歳出予算（見込）書（抄本）

1 収入の部 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

※項目の名称は各事業者が使用する会計科目名に適宜修正してください。

この抄本は、予算（見込）書の原本と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

補助金交付申請者名

<参考様式>

重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金  
歳入歳出決算（見込）書（抄本）

1 収入の部

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
合 計		

※項目の名称は各事業者が使用する会計科目名に適宜修正してください。

この抄本は、決算（見込）書の原本と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

補助金交付申請者名